

公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会の 「反社会的勢力への対応指針」

平成24年 3月 2日制定

平成24年 4月 1日名称改正

公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会は、国民生活に密接な生命保険の公益的役割と崇高なる使命を認識し、誇りと自信をもってその効用を消費者に普及するため、以下の考え方にに基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

1. 組織としての対応

行動規範、倫理規範、協会規定等に基づき、組織全体で対応する。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に備え、平素より、警察・暴力追放推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を行う。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求には応じない。

4. 有事における法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対応を行う。

5. 裏取引や資金提供・受入の禁止

事実を隠蔽するための裏取引は、絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供・受入は、絶対に行わない。

以 上